

外国人留学生の就職に伴う在留資格の変更について

1. 在留資格の変更

外国人留学生が卒業後、日本国内の企業等に就職する場合、居住地を管轄する地方入局管理官署に「留学」から「技術・人文知識・国際業務」等就労に必要な在留資格への変更許可申請が必要となります。

「単純労働」での在留資格は認められていません。

2. 外国人留学生が卒業後に就労するため求められる主な在留資格

○ 高度専門職

我が国の学術研究や経済の発展に寄与することが見込まれる高度の専門的な能力を持つ外国人の受入れをより一層促進するために設けられたもの

○ 技術・人文知識・国際業務

本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他人文学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動

- ・ 理学、工学その他の自然科学の分野の知識を必要とする業務
(例：システムエンジニア、技術開発、設計、品質管理 など)
- ・ 法律学、経済学その他の人文学の分野の知識を必要とする業務
(企画、マーケティング、財務 など)
- ・ 外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務
(通訳・翻訳、語学指導、広告、宣伝、海外取引、デザイン など)

○ 経営・管理

本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動